

策定	平成	17年	12月
変更	平成	19年	5月
変更	平成	22年	5月
変更	平成	25年	5月
変更	平成	26年	9月
変更	令和	2年	11月
変更	令和	3年	7月
変更	令和	5年	9月

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年 9月

富 山 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1.	農業・農村をめぐる現状	1
2.	富山市農業・農村の基本方針	1
3.	農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向	4
4.	育成すべき効率的かつ安定的な農業経営	4
5.	担い手を補完する体制づくり	5
6.	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	6
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農 業経営の指標	7
第4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
1	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	7
2	認定農業者等の経営体の育成	9
3	その他	9
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事業	11
1.	地域計画推進事業に関する事項	11
2.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	13
3.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受け て行う農作業の実施の促進に関する事項	16
4.	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の要請及び確保の促進に 関する事項	16
5.	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関して必要な事項	17
第7	その他	18

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 農業・農村をめぐる現状

富山市は、県の中央部に位置し、東は概ね常願寺川を境に中新川郡、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は飛騨山脈を越えて岐阜県に接し、西は呉羽丘陵を越えて射水地区広域圏及び砺波広域圏に接し、北は富山湾に面しており、急峻な山岳・中山間地域・丘陵・河川・海岸と美しく豊かな自然環境を形成している。

富山市では、県都としての優位性を生かして、農業・商業・工業が一体として発展してきた。このことにより、農村は多様な職業の人々が住居する混住化社会へと変貌し、農業においては、豊富な水と早くから整備された農業基盤を有効に活用し、水稻を中心とした水田農業が営まれている。

農家数は、4,962戸（2020 農林業センサス）と年々減少しているが、近年は大規模経営農家がわずかながら増加傾向にある。また、農業者の高齢化が進んでおり、担い手不足が顕著化している。

耕地面積は、水田率が95.3%と高くなっている。また、ほ場整備率（30a以上の大区画）は78.6%（令和4年度末農村整備課調）に達し、1haの大型区画の整備も進められている。これに伴い農地の流動化面積も着実に伸びてきており、担い手への農地利用集積率は、令和5年3月末（農政企画課調）では56.6%となっているが、県の68.8%（令和5年3月末）を下回っている。一方で、耕地面積は年々減少を続けており、中山間地域を中心として、遊休農地も増加してきている。

農業粗生産額は、米に大きく依存した構造となっており、日本なし・花き等は横ばい傾向にある。農家1戸当たりの農家所得では、比較的高い水準にあるが、農業所得の農家所得に占める割合（農業依存度）が低く、農外所得に依存した農家経済となっている。

2. 富山市農業・農村の基本方針

農業をめぐる情勢が大きく変化するなかで、認定農業者や集落営農組織など効率的かつ安定的な経営を行う担い手の育成を強力に進めることは依然として重要であり、「富山市農業・農村振興計画」を基本に、これらの担い手が地域の農業の相当部分を担うような段階的な農業構造改革の推進を主要方策の一つに掲げつつ、「担い手の育成・確保」、「農業生産基盤整備と農地の集積・集約」、「競争力を高める技術の導入・普及」、「農産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大」、「人と環境にやさしい農業の普及拡大」、「豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造」の推進により、元気な農業と魅力ある農村を目指し、農業・農村に関する方策を展開する。

① 担い手の育成・確保

-1 担い手の経営力向上と経営基盤強化、新規就農者の育成

農業者の高齢化や後継者不足が深刻化する中、農業を持続的に発展させるため、やる気のある若い就農者を確保するとともに、集落営農組織等の法人化により、経営基盤の安定した経営体の育成を推進し、意欲ある担い手を中心に、農地集積や集約化を進め、経営面積の拡大と作業の効率化を図ることで、農業経営の低コスト化や省力化により、経営基盤の強化を図る。

県が開校する「とやま農業未来カレッジ」の活用を誘導するなど、県と連携し、新規就農者の育成を推進する。

-2 地域農業を支える多様な人材

人口が減少する中、地域農業を維持していくため、担い手に加え、中小規模の経営体や副業的に農業に従事する者などの多様な人材の活用による継続的な農地の利用を進める。

また、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障害者の生きがいを創出し、社会参画を促す農福連携を推進する。

② 農業生産基盤整備と農地の集積・集約

-1 優良な農地の確保、農業の成長産業化に向けた基盤整備の推進

農業経営の低コスト化、省力化、経営基盤の強化を図るため農業生産基盤整備による農地の大区画化・汎用化等を推進し、農業経営体の生産性、収益性の向上及び耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地を確保する。

地域計画推進事業や農地中間管理機構との連携、農用地利用改善団体の土地利用調整活動などにより、農地の集積・集約（連坦化）を図る。

-2 農業・農村の強靱化に向けた取組みの推進

災害から市民の生命や財産を守るため、農地や農業水利施設の防災減災対策を着実に推進する。

農業水利施設やため池等の機能を安定的に発揮させるため、適切な維持管理・更新、維持管理省力化のための技術導入を支援し、農業生産基盤の維持を図る。併せて、農業用水路への転落事故を未然に防ぐため、危険個所の把握や意識啓発するとともに、必要に応じて安全施設の整備を行うなど、安全対策を推進する。

③ 競争力を高める技術の導入・普及

-1 スマート農業の推進

A I、I C T及びロボット技術等先端テクノロジーを活用するスマート農業技術の導入・普及を図り、従来の経験に基づく農業からデータに基づく農業へ転換することで、省力化や生産性の向上、農畜産物の高品質化を推進する。

併せて、農業の魅力を高めることで、若者など新たな担い手を確保し、農業の活性化を目指す。

④ 農産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大

-1 農畜産物プロモーションの推進

農畜産物を取り巻く環境は、国内市場においては、人口減少や少子高齢化により需要が縮小するなど、一層厳しくなるものと考えており、また、国外においては、日本食・食文化に対する関心の高まりより、需要が見込めることから、国内外への積極的なプロモーション活動によって、販路を拡大するとともに、知名度の向上を図り、農業を振興する。

-2 農畜産物の高付加価値化

農家レストランや観光農園、地場もん屋等の直売所において、地場農畜産物やその加工品の販売を支援することで、地産地消を促進するとともに、6次産業化に取り組む農業者等を支援することで、農畜産物の高付加価値を図る。

⑤ 人と環境にやさしい農業の普及拡大

-1 有機農業の拡大、健康作物の栽培振興

市で有機農業の取組面積の拡大や取組み農家の増加を促し、慣行農業と有機農業がバランスよく共存し、生産力と持続性が両立した環境にやさしい農業を推進する。また、エゴマ等の健康作物の栽培に対し支援を行い、栽培面積の増加を目指す。

⑥ 豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造

-1 快適で豊かな農村環境の整備

農業・農村が持続的に発展し、豊かで美しい環境や多面的機能が維持・発揮されるよう、日本型直払制度の活用等、地域の共同活動に係る支援に努める。

中山間地域等では、農地の粗放的な利用等により、荒廃農地の発生を防止し、持続可能な土地利用を推進する。

-2 中山間地域の活性化

地域ぐるみで取り組まれる農業生産活動や中山間地の農業・農村が有する水源涵養、洪水防止等の多面的機能を増進させる活動として水田夏期湛水や水田貯留への取り組みを拡充し、耕作放棄地の発生防止と農業の活性化を図るとともに、都市住民との連携による棚田保全活動を推進する。また、公民館などを拠点に、地域活動や若者、女性など幅広い世代や都市と農村との交流活動などを後押しし、魅力ある地域づくりの創出に努める。

-3 鳥獣害による農作物被害の低減、人身被害の防止

鳥獣被害防止特措法に基づき、富山市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動の強化及びイノシシ防除用電気柵やカラス防除用ワイヤー等の防護柵の設置による被害防除活動の推進を図るとともに、イノシシ等を対象とした捕獲報奨金制度や新規狩猟免許取得者への支援等により、有害鳥獣対策の強化・促進を図り、農作物被害の低

減に努める。

また、クマやイノシシなどによる人身被害を防止するため、地域住民との協働による環境整備や猟友会等の巡回パトロールの協力体制の充実を図り、パトロールの強化に努めるとともに、必要に応じて捕獲や防除などの対策をとる。また、銃やわなの狩猟免許の新規取得を支援するなど、有害鳥獣の捕獲隊員の育成に努める。

3. 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向

このような現状と課題に対応し、富山県の基本方針に沿って、農業を今後とも富山市の基幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要になっている。

このため、認定農業者や集落営農組織などの経営体を効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手として位置づけ、これらの担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、令和13年において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体等に対して、「富山市農業・農村地域計画（地域計画）」等に則した農用地の利用集積をはじめ、経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を富山市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携、調整を図りながら総合的に講ずる。

また、当面、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の確保・育成が困難とみられる地域においても、農地を継続的に利用する意向を持つ中小規模の経営体や副業的・自給的な農業に従事する者など地域農業を支える多様な人材を含めた集落・地域の話し合いをもとに、農業協同組合などの関係団体等による地域農業の維持・発展のための営農体制づくりなどを進める。

4. 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営

富山市において、目標とすべき農業経営としては、

- ① 令和13年までの間に実用化が見込まれる技術の定着や技術水準の向上
- ② 担い手への農地集積と効率的な農地利用や資本装備
- ③ 常時従業者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する2,000時間程度の水準の達成

を図りつつ、地域その他産業従事者と遜色のない年間農業所得として次に掲げる所得水準を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

なお、農業所得については、新たに農業を志す若者が魅力を感じられるよう、担い手の経営規模や段階的な経営発展に応じ目標金額を設定し、全産業の給与額平均の上位水準を目指す。

目標とすべき農業経営の姿

【標準タイプ】主たる従事者一人当たりの年間所得水準：おおむね 500 万円

【発展タイプ】主たる従事者一人当たりの年間所得水準：おおむね 750 万円

既に 500 万円程度の所得がある大規模主穀作経営体や園芸等の認定農業者でさらなる所得向上をめざす経営体

この目標を達成するため、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業などの積極的な活用により、利用権の設定等の促進及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者等への農地集積や集約化を推進するとともに、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織などの生産組織の育成や組織間の合併・広域連携、新規就農者を含めた周辺の担い手と連携による経営規模の拡大などにより、構成員の世代交代や雇用による労働力の確保を推進する。

また、主穀作経営については、園芸作物等を取り入れた経営の複合化や、畜産、園芸経営などについては、高収益作物の導入や ICT 技術の活用などを推進し、農業所得の向上と経営の体質強化を図る。

特に、企業的な経営管理等による経営体質の強化、新たな人材の受け入れ等による経営の円滑な継承・永続性の確保を図るため、個別経営や集落営農組織の法人化を進める。

農作業の省力化や環境への負荷軽減に資するスマート農業技術の普及を行うことで労働時間の削減を進め、性別を問わず働きやすい就業環境の整備を行うことで農業従事者の定着を図る。

さらに、米消費が減少するなか、消費者ニーズを把握し対応することや産地・地域ごと、あるいは個別に販売戦略を構築するなどマーケティングの強化と地産地消の推進を図り、消費拡大や販売量の増大等を通じて経営体の育成・強化に資する。

5. 担い手を補完する体制づくり

効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、地域の実態に即し、農業協同組合等の農作業受託組織の育成、農業支援サービスの活用、農福連携の推進、広域基幹施設の整備を図る。また、多様な人材を確保するため、農業体験機会の提供や就農支援情報を発信するほか、兼業農家等の子弟に対して農地等の承継・活用に関する理解を深める機会を提供するなど地域農業に対する関心を高める取り組みを行う。

今後の施策展開に当たっては、種々の情勢変化にも柔軟かつ機敏な調整機能を発揮しながら、農業者の主体的な取組みを喚起するものとする。また、関係者それぞれが期待される役割を確実に担いつつ、相互の連携を密にして、「富山市農業・農村振興計画」の着実な推進に向けて積極的に取組むものとする。

地域農業の活性化を図るには、農業者自身の意志と行動が基本であり、農業者自らが課題克服による低コスト化、高付加価値化などの経営体質の強化を目指し、さらに、個々

の経営合理化の制約を地域ぐるみの協働の力で補うため、地域における話し合いを通じて、基幹的農業従事者、地域リーダー及び新規就農者などの人材を確保・育成するなど、農業者の主体的な地域農業への参画が重要である。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

担い手の高齢化や後継者不足等が深刻となるなか、技術と経営感覚に優れた若い担い手を確保・育成すること、リタイアする農業者の後継者を確保し、農業経営を円滑に継承していくことが大変重要となっている。

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという新規就農者の確保・定着目標を踏まえ、富山市の45歳未満の新規就農者を年間20人以上確保することを目標とする。なお、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験者等を活かし、多様な形で農業にかかわる者についても、積極的に支援の対象とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

富山市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（4に示す育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標（標準タイプ）の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の4に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、富山市における主要な営農類型については次のとおりとする。（別紙のとおり）

【標準タイプ】

(1) 認定農業者：家族経営

- | | |
|------------|----------------|
| ① 主穀作 | 水稻＋大麦＋大豆 |
| ② 主穀作 | 水稻種子＋大麦種子＋大豆種子 |
| ③ 複合経営 | 水稻＋大麦＋大豆＋軟弱野菜 |
| ④ 園芸（施設野菜） | 軟弱野菜 |
| ⑤ 園芸（果樹） | 日本なし |
| ⑥ 畜産（酪農） | 酪農 |

(2) 認定農業者：法人経営

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 農事組合法人 | 水稲＋大麦＋大豆＋白ねぎ |
| ② 株式会社（1戸法人） | 水稲＋大麦＋大豆＋白ねぎ |
| ③ 株式会社（1戸法人） | 水稲＋大麦＋大豆＋りんご＋もも |
| ④ 株式会社（1戸法人） | 水稲＋大麦＋大豆＋もち加工 |
| ⑤ 株式会社（3戸構成） | 水稲＋大麦＋大豆 |
| ⑥ 任意組合 | 水稲＋大麦＋大豆 |

【発展タイプ】

(1) 認定農業者：法人経営

- | | |
|--------------|--------------------|
| ① 農事組合法人 | 水稲＋大麦＋大豆＋こまつな＋キャベツ |
| ② 株式会社（1戸法人） | 水稲＋大麦＋大豆＋りんご＋もも |
| ③ 株式会社（1戸法人） | 水稲＋大麦＋大豆＋軟弱野菜 |
| ④ 株式会社（3戸構成） | 水稲＋大麦＋にんじん＋たまねぎ |

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)に示した数値目標を経営開始から5年後に達成するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の主要な基本的指標は次のとおりとする。(別紙のとおり)

(1) 新規就農者

- | | |
|------------|----------|
| ① 主穀作 | 水稲＋大麦＋大豆 |
| ② 園芸（施設野菜） | 軟弱野菜 |
| ③ 園芸（果樹） | 日本なし |

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 技術習得のための支援

就農相談や農業体験、就農準備研修等による支援を行うほか、県が開校する「と

やま農業未来カレッジ」の活用を誘導し、就農前の農業の基礎的知識や実践的技術を学べるよう、農業研修体制の充実を図る。

イ 受入環境の整備

とやま農業未来カレッジや富山農林振興センター、富山市担い手育成総合支援協議会、富山市営農サポートセンター、農業協同組合等と連携しながら就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

ウ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、副読本の配布、生産者との交流の場を設けることや農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

とやま農業未来カレッジや富山農林振興センター、農業委員、富山市営農サポートセンター、農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップ等の情報を共有し、当該青年等の営農状況を把握しながら、支援を効率的かつ適切に行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、必要に応じて地域の協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

青年新規就農者ネットワークへの加入促進、農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金や経営開始資金、青年等就農資金、農業機械・施設等の整備に対する助成等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成が見込まれる者については、次の段階の農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については富山県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得についてはとやま農業未来カレッジ等、就農後の営農指導等フォローアップについては、富山農林振興センターや農業協同組合組織、富山市農業者協議会等、農地の確保については富山市農業委員会、農地中

間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

2. 認定農業者等の経営体の育成

第1の4に示す育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を達成するため次の取り組みを進める。

(1) 富山市担い手育成総合支援協議会の設置

認定農業者制度を地域農業の現場に一層普及定着させるとともに、個別経営や法人経営の経営改善及び農業経営改善計画のフォローアップを推進するため、富山市担い手育成総合支援協議会を設置する。

(2) 認定農業者等の経営体育成に向けた取組み

県担い手育成総合支援協議会と富山市担い手育成総合支援協議会が連携し、認定農業者等の育成すべき担い手の確保は、富山県農業経営サポートセンターを活用した相談活動への支援、経営改善のための情報収集・提供活動、農地所有適格法人の育成・運営指導等を行う活動を推進する。

富山市担い手育成総合支援協議会等は、経営支援を行うに当たっての基礎となる相談活動を行い、関係機関へ相談者等に関する情報の提供および支援要請を適時行うことにより、農業経営改善計画の作成支援等を実施する。なお、農業経営改善計画の期間が終了する農業者に対しては、新たな計画の作成支援・指導を促進する。

認定後の経営改善に向けた取り組みを強化する観点から、認定農業者に対する指導、助言等のフォローアップや、女性農業者・青年農業者が家族経営において実質的に共同経営者としての役割を担っている経営については、農業経営改善計画の共同申請により、共同経営者としての地位・責任の明確化や経営者としての自覚、意識向上などを図り、経営改善への取組みを促進する。

3. その他

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を推進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性をふまえて重点的、効果的な実施を図る。

資本装備等に対する支援については、担い手の発展段階に応じて積極的に講じ、認定農業者の経営の確立を支援する。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標は次のとおりである。

項目	内容	数値目標
農用地の利用集積	認定農業者等や集落営農組織の効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である担い手が農用地の利用に占めるシェアの目標	70%程度
認定農業者の確保育成	優れた技術力や経営者マインドを有し、経営体質の強い経営を目指し自主的な取り組みを進める家族経営及び法人経営を認定農業者として育成する数の目標	480 経営体
認定農業者のうち農業を営む法人の育成	農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営体のうち、農業を営む法人として育成する数の目標	101 経営体

農用地の集積・集約化については、効率的な土地利用を図るため、地域の協議の場により地域の合意形成を図りながら、地域計画に即して農地中間管理事業を活用し、認定農業者等の担い手への農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。これらの活動については、農業委員会や農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携・調整を図りつつ実施する。

富山市における農用地の利用集積については、兼業農家の高齢化に伴い担い手不足が深刻化していることから、担い手に対する利用集積が県平均と比較して進んでいない状況にある。このため、意欲ある農業者について農業経営改善計画の認定を行うことで富山市の担い手としての位置付けを行い、富山市農業委員会や関係機関・関係団体との連携の下、農用地の出し手にかかる情報の提供を行うとともに、地域計画促進事業をはじめとする農業経営基盤強化促進事業を活用した農用地の集約化を実施することで、効率的かつ安定的な農業経営の実現を進める。

なお、これらの経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で地域資源の管理維持、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、連携・協力していくことを通じて健全なコ

コミュニティの発展を図る。

また、生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化を図るとともに、水利施設、農道の整備と適切な維持管理に努めるほか、農地の集団化と汎用化を進める。また、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

富山市は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性を踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

富山市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他、農業経営基盤強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 地域計画推進事業に関する事項

地域計画推進事業については、市が自然的条件等を考慮した区域ごとに農業者等による協議の場を設け、その結果をふまえた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定める。

地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め地図に表示するとともに、農業委員会は、市の求めを受けてその素案を作成し、農地中間管理機構に利用権の設定等を積極的に促す。

このため、以下のとおり、取り組みを進める。

(1) 地域の協議の場（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第18条第1項）の設置方法

ア 協議の場の開催時期、開催に係る情報提供の方法

地域計画の策定に際し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項に関する地域の意向確認や意見聴取を行うために、協議の場を設置する区域ごとに、適宜に応じて開催する。

また、協議の場を設置する区域ごとに、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手や農地を継続的に利用する意向を持つ中小規模の経営体や副業的・自給的な農業

に従事する者などの地域農業を支える多様な人材に変更が生じた際に開催する。

開催にあたっては、市ホームページへの掲載に加え、農業協同組合や農業委員会等と連携し、地域の農業者の集まり等を積極的に活用し、周知を図る。

イ 協議の場の出席者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手等の意向が反映されるよう調整を行う。

ウ 協議すべき事項

- ① 協議の場を設置する区域における農業の将来の在り方
- ② 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- ③ 農用地の効率的な利用を図るために必要な事項
- ④ その他必要な事項

エ 事務局、相談窓口

事務局は、市農林水産部農政企画課及び農林事務所農業振興課が、富山市農業委員会、農業協同組合、富山県農林振興センター等と連携し行う。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等（地域計画）の区域（法第 19 条第 1 項）の基準

農業上の利用が行われる農用地等（地域計画）の区域の判断基準については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるよう設定することを基本とする。

なお、地域の協議の場での話し合いの上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画等を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全を図ることも選択肢とし、地域の情勢の推移により、必要に応じ見直し、変更を行う。

(3) 地域計画の策定および変更

地域計画の策定に当たり、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良等の関係団体と連携しながら協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行う。

また、地域計画の区域ごとに、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手や農地を継続的に利用する意向を持つ中小規模の経営体や副業的・自給的な農業に従事する者などの地域農業を支える多様な人材に変更が生じた場合等、地域の情勢の推移に応じて、適宜、地域計画の変更を行う。

(4) 地域計画の達成に資するよう農地中間管理事業を促進する（法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる）事業

富山市（農業委員会を含む。）は、地域計画の区域内において、当該地域計画の達成に資するよう、当該区域内の農用地等の所有者等に対し、当該農用地等について、農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促す。

また、富山市（農業委員会を含む。）は、農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、地域計画の区域内の農用地等について農用地利用集積等促進計画を定めるに際し、地域計画の達成に資する計画となるよう、農地中間管理機構や関係機関と連携し、調整を行うものとする。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（1）農用地利用改善事業の実施の促進

富山市（農業委員会を含む。）は、農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（2）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる地域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

（3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を富山市に提出して、農用地利用規程について富山市の認定を受けることができる。
- ② 富山市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条 1 項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善計画事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 富山市（農業委員会を含む。）は②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を富山市の掲示板への提示により公告とする。
- ④ ①から③まで規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程において、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 富山市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にできると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者等（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 富山市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 富山市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、富山農林振興センター、富山市農業委員会、農業

協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人富山県農林水産公社）等の指導、助言を求めてきたときは、富山市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

- ③ 富山市は、特定農業団体の育成にあたり、認定農業者等の担い手と特定農業団体との間で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないよう地域における話し合い活動の中で十分な調整が行われるよう関係者の指導に努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

富山市（農業委員会を含む。）は次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件整備を図るものとする。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の委託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらに利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項

富山市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の

保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

富山市は、1から5までに掲げた事項の推進に当っては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 富山市は、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上で、既存の農業近代化施設の活用を推進する。

イ 富山市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作とともに、大豆、大麦の本作化を進め、望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ ほ場整備事業による水田の大区画化、国営総合農地防災事業による水利施設の機能回復と災害の未然防止等の農業生産基盤の整備を進めるとともに、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の活用による農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営の条件整備を行う。

エ 農業集落排水事業・農村総合整備事業等により、定住条件の整備を図り、農村環境の改善に努める。

オ 富山市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当っては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 農地中間管理事業等の実施を促進する事項

富山市は、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業等の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業等を進める合意形成が行われるよう、農地中間管理事業等に関する普及啓発活動等を行う。

また、富山市、富山市農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理事業等を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供や事業の協力等を行うものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

富山市は、富山市農業委員会、富山農林振興センター、富山市農業協同組合、なのはな農業協同組合、あおば農業協同組合その他の関係団体の役職員等をもって構成する富山市担い手育成総合支援協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

富山市担い手育成総合支援協議会は、このような検討結果を踏まえ、第1及び第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 富山市農業委員会等の協力

富山市農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、富山市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、富山市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成17年12月21日から施行する。
2. この基本構想は、平成19年5月31日から施行する。
3. この基本構想は、平成22年5月7日から施行する。
4. この基本構想は、平成25年5月9日から施行する。
5. この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。
6. この基本構想は、令和2年11月17日から施行する。
7. この基本構想は、令和3年7月13日から施行する。
8. この基本構想は、令和5年9月28日から施行する。

1 農業経営の発展指標

【標準タイプ】

[認定農業者:家族経営]

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稲+大麦+大豆 <労働力> 常時1.5人 臨雇147人日	<作付面積等> 水稲 14.6ha (うち直播 4.6ha) 大麦・大豆 8.4ha <経営面積> 23.0ha (うち期間借地 6.0ha)	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(40PS級) 1台 コンバイン(5条) 1台 多目的田植機(6条施肥機付き) 1台 乾燥機(大豆兼用) 2台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 他 <その他> ・ 集落内における土地利用調整を基本とした借地により経営規模を拡大する。
主穀作 水稲種子+大麦種子 +大豆種子 <労働力> 常時1.5人	<作付面積等> 水稲 8.0ha 大麦・大豆 5.0ha <経営面積> 13.0ha	<資本装備> 農作業舎(200㎡) 1棟 育苗ハウス(60坪) 2棟 トラクタ(33PS級) 1台 コンバイン(5条) 1台 田植機(6条側条) 1台 乾燥機(50石) 2台 乗用管理機(液剤散布式) 1台 大豆コンバイン(2条) 1台 育苗関連機材 1式 他 <その他> ・ 集落内における土地利用調整を基本とした借地により経営規模を拡大する。
複合経営 水稲+大麦+大豆 +軟弱野菜 <労働力> 常時1.5人 臨雇433人日	<作付面積等> 水稲 13.3ha 大麦・大豆 7.5ha こまつな 0.2ha <経営面積> 21.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 格納庫(60㎡) 1棟 育苗ハウス(60坪) 11棟 トラクタ(40PS級) 1台 コンバイン(5条) 1台 田植機(6条側条) 1台 乾燥機 2台 乗用管理機 1台 選別・計量器 1台 保冷庫 1台 コンビシーダー 1台 他 <その他> ・ 年間を通じたハウスの高度利用を図る。 ・ 大麦跡に大豆を作付し、土地の高度利用を図る。

営農類型	経営規模	生産方式
園芸(施設野菜) 軟弱野菜 <労働力> 常時1.5人 臨雇766人日	<作付面積等> こまつな 0.62ha <経営面積> 0.62ha	<資本装備> 農作業舎(120㎡) 1棟 ハウス(145坪) 13棟 トラクタ(20PS級) 1台 動力噴霧機 1台 コンビシーダー 1台 保冷库 1台 他 <その他> ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。 ・収穫作業は雇用労力を活用する。
園芸(果樹) 日本なし <労働力> 常時1.5人 臨雇47人日	<作付面積等> 日本なし 1.5ha <経営面積> 1.5ha	<資本装備> スピードスプレー(600ℓ) 1/2台 (共同利用) なし棚 1式 乗用草刈り機(90cm) 1台 乗用運搬車 1台 作業場(50㎡) 1棟 他 <その他> ・全量共選・共販を行う。 ・交信かく乱剤利用により、減農薬栽培に努める。 ・新品種「あきづき」を導入し、「幸水」に偏重した品種構成の是正に努める。
畜産 酪農 <労働力> 常時1.5人 臨雇99人日	<作付面積等> 経産牛 50頭 飼料作物 延べ17.8ha	<資本装備> 畜舎(600㎡) 1棟 堆肥舎(400㎡) 1棟 飼料タンク(3t) 2基 コンプリートフィーダ 1式 パイプラインミルク 1式 バルククーラ(2000ℓ) 1台 自動給餌車 1台 飼料作物用装備 1式 トラクタ(85PS, 50PS) 各1台 (1/3) マニュアルレクタ、モアコンディショナ、 カッティングロールペイラ 等 他 <その他> ・牛群検定により牛群能力の向上を図る。 ・高能力牛の導入により遺伝的改良を図る。 ・子牛は後継牛として利用するほかヌレ子で販売する。 ・ロールベール体系によるイタリアン・トウモロコシ二毛作体系を確立する。 ・コンプリートフィード、自動給餌機による作業の省力化を図る。

[認定農業者:法人経営]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+大麦+大豆 +白ねぎ <労働力> 常時 1人 構成員17人 30戸で構成した農事 組合法人を想定	<作付面積等> 水稲 19.1ha 大麦・大豆 7.9ha 白ねぎ 3.0ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(50PS級) 1台 コンバイン(6条) 1台 多目的田植機(8条施肥機付き) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機械 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 乾燥機 2台 籾摺機 2台 根葉切り・皮むき機 1台 全自動結束機 1台 全自動移植機 1台 他 <その他> ・ 白ねぎは、機械化体系の整備により、低コスト・省力化栽培に取り組む。 ・ 短葉性ねぎ及びハウスねぎの導入による作期幅の拡大により周年就業体制の確立を図る。
水稲+大麦+大豆 +白ねぎ <労働力> 常時 2人 従業員 1人 臨雇1,152人日 1戸で構成した株式 会社を想定	<作付面積等> 水稲 19.1ha 大麦・大豆 6.9ha 白ねぎ 4.0ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(40PS級) 1台 コンバイン(5条) 1台 多目的田植機(8肥料機付き) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機械 1式 乾燥機 2台 全自動移植機 1台 根葉切り皮むき機 1台 自動結束機 1台 他 <その他> ・ 白ねぎは、機械化体系の整備により、低コスト・省力化栽培に取り組む。 ・ 短葉性ねぎ及びハウスねぎの導入による作期幅の拡大により周年就業体制の確立を図る。
水稲+大麦+大豆 +りんご+もも <労働力> 常時 2人 従業員 1人 臨雇348人日 1戸で構成した株式 会社を想定	<作付面積等> 水稲 19.1ha 大麦 9.6ha りんご 1.0ha もも 0.3ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 トラクタ(60PS級) 1台 自脱型コンバイン(6条) 1台 多目的田植機(8条施肥機付き) 1台 育苗関連機械 1式 育苗ハウス(50坪) 5棟 乾燥機(50石) 5台 防風施設 240m

		スピートスプレー(1,000リットル) 1/2台 高所作業車 3台 冷蔵庫(20㎡) 1台 小型選果機 1台 他 <その他> ・ 摘果、袋掛け、葉摘み等に雇用労力を利用する。 ・ ももとりんごの中生、晩生を組み合わせ、作業分散と気象災害回避、長期継続出荷を実施する。 ・ りんごは早期成園化が可能なJM系台木を利用する。 ・ 大麦跡に大豆を作付し、土地の高度利用を図る。
水稲+大麦+大豆 +もち加工 <労働力> 常時 2人 従業員 1人 臨雇 147人日 1戸で構成した株式会社を想定	<作付面積等> 水稲 19.1ha 大麦・大豆 9.6ha もち加工 6.6t <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 農作業ハウス(50坪) 5棟 トラクタ(60PS級) 1台 コンバイン(6条) 1台 田植機(10条) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機械 1式 乾燥機 2台 加工施設(82㎡) 1棟 もちつき機 1台 のしもち機 1台 他 <その他> ・ 自社で生産するもち米を加工することで付加価値の向上を図る。 ・ 加工では、各種のもちのほか赤飯、かんもちを生産し、年間を通じた施設の高度利用を図る。
水稲+大麦+大豆 <労働力> 常時 6人 従業員 1人 臨雇49人日 3戸で構成した株式会社を想定	<作付面積等> 水稲 50.9ha 大麦・大豆 29.1ha <経営面積> 80.0ha	<資本装備> 農作業舎(330㎡) 2棟 育苗ハウス(60坪) 8棟 トラクタ(40PS級、60PS級) 1台、2台 普通型コンバイン(2.6m) 1台 自脱型コンバイン(5・6条) 各1台 田植機(8条、8条多目的) 2台、1台 育苗関連機械 1式 乗用管理機 3台 乾燥機(80石大豆兼用) 4台 大麦播種機 3台 大豆播種機 3台 他 <その他> ・ 集落内外からの借地により規模拡大を図る。 ・ 大型機械装備による作業の効率化を図る。 ・ 麦跡の大豆100%作付による土地の高度利用を図る。

[集落営農組織]

営農類型	経営規模	生産方式
水稻+大麦+大豆 <労働力> 常時1人 構成員17人 30戸で構成した任意 組合を想定	<作付面積等> 水稻 19.1ha 大麦・大豆 10.9ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(300㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 5棟 トラクタ(30PS級) 2台 コンバイン(4条) 2台 田植機(6条) 2台 育苗関連機械 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 他 <その他> ・ 麦跡は100%大豆を作付けする。 ・ 乾燥調製は共乾施設を利用する。

【発展タイプ】

[認定農業者(複数戸法人)]

営農類型	経営規模	生産方式
水稻+大麦+大豆 +こまつな+キャベツ <労働力> 代表役員1人 役員4人 構成員2人 従業員9人	<作付面積等> 水稻 102ha (うち直播 10ha) 大麦・大豆 53ha こまつな 0.4ha キャベツ 5ha <経営面積> 160ha	<資本装備> 農作業舎(330㎡) 2棟 トラクタ(60PS級、90PS級) 2台、3台 コンバイン(6条) 1台 普通型コンバイン(1.5m、2.6m) 1台、3台 田植機(8条多目的、10条) 1台、4台 乗用管理機 5台 育苗関連機械 1式 育苗ハウス(60坪) 19棟 大麦播種機(8条) 5台 大豆播種機(3条) 5台 セルトレイ全自動播種機 1台 畝立整畦機 1台 半自動定植機(2条植) 3台 パイプハウス(60坪) 3棟 コンビシーダー(6条) 1台 保冷庫 2台 他 <その他> ・ こまつな及びキャベツの導入により周年的な売上と就業体制の確保を図る。 ・ 作業状況に応じた適切な人員配置により生産性の向上を図る。

[認定農業者(1戸法人)]

営農類型	経営規模	生産方式
水稻+大麦+大豆 +りんご+もも <労働力> 代表役員 1 人 役員 1 人 従業員 1 人	<作付面積等> 水稻 21ha (うち直播 5ha) 大麦・大豆 11ha りんご 1ha もも 0.3ha <経営面積> 33ha	<資本装備> 農作業舎(150 m ²) 1 棟 トラクタ(60PS 級) 1 台 コンバイン(6 条) 1 台 田植機(8 条) 1 台 乗用管理機 1 台 育苗関連機械 1 式 育苗ハウス(50 坪) 4 棟 乾燥機(50 石汎用) 2 台 大豆コンバイン(2 条) 1 台 冷蔵庫(20 m ²) 1 台 高所作業車 3 台 選果機(重量式) 1 台 他 <その他> ・ももとりんごの中生、晩生を組み合わせ、作業分散と気象災害回避、長期継続出荷を実施する。 ・りんごは早期成園化が可能な JM 系台木を利用する。

[認定農業者(1戸法人)]

営農類型	経営規模	生産方式
水稻+大麦+大豆 +軟弱野菜 <労働力> 代表役員 1 人 役員 1 人 後継者 1 人 従業員 4 人	<作付面積等> 水稻 51ha (うち直播 10ha) 大麦・大豆 29ha こまつな 0.2ha <経営面積> 80ha	<資本装備> 農作業舎(330 m ²) 2 棟 トラクタ(40PS 級、60PS 級) 1 台、2 台 コンバイン(6 条) 1 台 普通型コンバイン(2.6m) 1 台 田植機(8 条、8 条多目的) 2 台、1 台 乗用管理機 3 台 育苗関連機械 1 式 育苗ハウス(60 坪) 8 棟 大麦播種機(8 条) 3 台 大豆播種機(3 条) 3 台 乾燥機(80 石汎用) 4 台 パイプハウス(60 坪) 3 棟 コンビシーダー(6 条) 1 台 保冷库 1 台 他 <その他> ・こまつなの導入による周年的な売上と就業体制の確保を図る。 ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。

[認定農業者(集落営農法人)]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+大麦+にんじん +たまねぎ <労働力> 専従者 1 人 準専従者 1 人 従事構成員 16 人	<作付面積等> 水稲 21.0ha 大麦 8.0ha にんじん 4.0ha たまねぎ 4.0ha <経営面積> 37ha	<資本装備> 農作業舎(150 m ²) 1 棟 トラクタ(40PS 級) 2 台 コンバイン(6 条) 1 台 田植機(10 条) 1 台 乗用管理機 1 台 育苗関連機械 1 式 育苗ハウス(50 坪) 5 棟 他 <その他> ・生産技術や収穫後の調製・出荷体制、販路が確保された J A 等推進品目としてにんじん、たまねぎを導入し売上を拡大。

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型		経営管理の方法	農業従事の態様
認定農業者	家族経営	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営改善計画に基づく経営計画の確実な実施 複式簿記記帳による経営管理の実証 経営管理研修への積極的な参加 青色申告の実施 集落内の土地利用調整を基本とした借地による経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
	法人経営	<ul style="list-style-type: none"> 経営理念や目標に基づく農業経営改善計画の作成と、複式簿記による財務管理の実施 高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と確実な経営計画の実施 労務管理の充実と雇用労働の確保 地域からの信頼に基づく農地の連担化・集団化と経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制、休日制の導入 社会保険への加入による従事者の福利厚生の充実 臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
集落営農組織		<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による財務管理 リーダーを中心に法人化に向けた組織運営管理 経営管理研修への積極的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> 専従者を中心とした作業従事体系の確立 高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
共通		<ul style="list-style-type: none"> 自然災害等に備え、適切なセーフティーネットの加入や農業版 B C P (事業継続計画書)を作成 	

3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稻+大麦+大豆 <労働力> 常時 1人 臨雇 90人日	<作付面積等> 水稻 9.5ha 大麦・大豆 5.5ha <経営面積> 15.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(60坪) 2棟 トラクタ(30PS級) 1台 コンバイン(4条) 1台 田植機(6条側条) 1台 乾燥機(大豆兼用) 1台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(2条) 1台 他 <その他> ・親元で就農し自家で所有する機械・施設を活用する。
園芸(施設野菜) 軟弱野菜 <労働力> 常時 1人 臨雇 91人日	<作付面積等> こまつな 0.165ha (年間7作) <経営面積> 0.165ha	<資本装備> ハウス(50坪) 10棟 作業用ハウス(30坪) 1棟 トラクタ(20PS級) 1台 動力噴霧機 1台 コンビシーダー 1台 保冷庫 1台 他 <その他> ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。 ・収穫作業は臨時雇用を活用する。 ・就農する際に国・県等の補助事業を活用して機械・施設を導入する。
園芸(果樹) 日本なし <労働力> 常時 1人	<作付面積等> 日本なし 0.8ha <経営面積> 0.8ha	<資本装備> スピートスプレーヤ(600ℓ) 0.3台 (共同利用) 乗用草刈り機(90cm) 1台 乗用運搬車 1台 作業場(50㎡) 1棟 他 <その他> ・親元で就農し自家で所有する機械・施設を活用する。 ・収穫作業は雇用労力を活用する。